

入札説明書

令和7年度若年者地域連携事業

厚生労働省福井労働局
職業安定部職業安定課

「令和7年度若年者地域連携事業」の調達に関する入札公告（令和7年1月28日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 村瀬 友哉

2 調達内容

(1) 調達案件 令和7年度若年者地域連携事業

(2) 調達案件の仕様

別添1委託要綱及び別添2仕様書のとおり。

※ 委託要綱の不明点は、電子メールにより下記4（2）の担当者に照会すること。

(3) 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）

(4) 履行場所

別添2仕様書のとおり。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第32条第1項各号に掲げる者。

- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 労働保険及び社会保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
 - ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づ

ぐ高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(7) 入札書提出時において、過去1年間に厚生労働省福井労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

ア 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。

イ 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。

ウ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。

エ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となつたこと。

4 入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒910-8559

福井県福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎14階

福井労働局総務部総務課 担当：山本

電話：0776-22-2655（内線5033）

電子メール：yamamoto-akihiro.6v6@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び仕様書に関する問い合わせ先

ア 問い合わせ先・方法

下記の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

〒910-8559

福井県福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎9階

福井労働局職業安定部職業安定課 担当：永井

電話：0776-26-8609（内線5204）

電子メール：nagai-yuuua@mhlw.go.jp

イ 問い合わせの受付期間

令和7年1月28日（火）～令和7年2月28日（金）17時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和7年2月21日（金）17時までに、質問者及び入札書類を交付しつつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の日時及び場所

令和7年2月10日（月）9時30分

福井労働局総務部総務課

（福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階）

入札説明会への参加を希望する場合は、令和7年2月5日（水）17時までに、上記4（2）の連絡先へ電話又はメールにて申し込むこと（期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。）。出席人数は1機関あたり2名までとすること。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4（2）から入札説明書入手（無償で配布。事前連絡は不要。）しておくこと。

6 提案書類の提出等

（1）提案書類の受領期限

令和7年2月28日（金）必着

封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して、上記4（2）まで提出すること。

なお、原則郵送（書留郵便に限る）での提出とするが、持参での提出も可とする。（事前の連絡は不要）

未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

（2）提案書類に関するプレゼンテーションの実施

提案書類に関するプレゼンテーションは基本的に実施しないこととする。

提案書類に関するプレゼンテーションを必要に応じて実施する。実施する場合は、開催日時、場所、時間及び開催方法を、入札参加者に個別に別途連絡する。

（3）提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

（4）不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

7 入札書の提出場所等

本入札案件は、電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) により執行することとし、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出は以下のとおりとする。原則、入札は電子入札によること。

（1）電子調達システムにより入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

令和7年2月28日（金）17時00分

イ 電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限

時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

(2) 紙による入札の場合

ア 入札書の提出期限

令和7年2月28日（金）17時00分<電子調達と同一日時>

イ 入札書は別紙1の様式により作成し、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月11日（火）開札『令和7年度若年者地域連携事業』の入札書在中」と朱書きし、提出期限までに上記4（1）へ提出しなければならない。

なお、原則郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、持参での提出も可とする。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

ウ 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※ 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引き（8（4）参照）に使用される。

エ 紙による入札の場合は、別紙7の様式を提出しなければならない。

オ 紙により入札する場合には、郵送又は持参の提出方法にかかわらず、提出期限までに上記4（1）の連絡先へ、入札書を提出した旨を電子メールにより連絡すること。

その際、メールの件名は「令和7年3月11日（火）開札『令和7年度若年者地域連携事業』の入札書提出の連絡」とし、メールの本文に競争参加者の氏名、名称又は商号を記載すること。

事前連絡が無い場合は、落札者の決定に影響する可能性があるのでご留意ください。

(3) 入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札時までに別紙2による委任状を上記4（1）に提出しなければならない。なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（5）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和7年2月28日（金）17時00分までに別紙4に記載のある競争参加資格等確認関係書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを上記4（1）契約条項を示す場所に提出すること。

（6）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ 別紙5及び別紙6の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（7）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（8）入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

8 開札の取扱い

（1）開札の日時及び場所

令和7年3月11日（火）9時30分
福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎10階 第2共用会議室

（2）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

（3）紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記4（1）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開

札の結果は電話等で連絡する。

- ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札（原則2回を限度）を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記7（2）における入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

9 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知

する。)

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不適当であると認められる場合

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当局が用意した入札事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ 令和7年度予算が令和7年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

(4) 支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(5) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積ること。なお、その際は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の5割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

(7) 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

10 提出書類

(1) 入札書（別紙1）	1部
(2) 提案書類一式	
ア 提案申請書（別紙3-1）	1部
イ 提案書及び企画書等概要（別紙3-2）	4部（原本1部・写し3部）
ウ 全省庁統一資格書（写）	1部
エ 直近2年間の保険料の領収書（写）	1部
オ 誓約書（別紙5及び別紙6）	1部
カ 適合証明書（別紙12）	1部
キ その他の書類（別紙8及び別紙9含む）	1部

ただし、上記（2）ア～イについては上記4（2）へ提出すること。また、上記（1）及び（2）ウ～キについて、電子調達システムにより入札を行う場合は、スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに定める手続に従い提出し、紙による入札の場合は上記4（1）へ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記4（2）担当者に提出すること。
①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書※労働時間の基準を満たすものに限る。

- ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書
③次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
④青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認

定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

⑤女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定期

さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（別紙10又は別紙11）を提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記4（2）担当者に提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

また、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

1.1 総合評価に関する事項

（1）業務内容の仕様

別添2「仕様書」とおりとする。

（2）総合評価に関する事項及び方法

別添4「評価項目及びその評価基準」とおりとする。

1.2 その他留意事項

（1）入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添3「提案書類作成要領」を確認すること。

（2）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

（3）入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（4）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

（5）提案書類の取扱い

ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。

イ 提出された提案書類は返却しない。

ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

（6）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

（7）提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。

(8) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

(9) 契約関係書類の取扱い

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取扱う。なお、契約書の押印は省略できないので留意すること。

- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

○ 様式等

別紙1 入札書作成様式

別紙2 委任状

別紙3-1 提案申請書

別紙3-2 企画書等概要

別紙4 競争参加資格等確認関係書類

別紙5 競争参加資格に関する誓約書

別紙6 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙7 電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

別紙8 障害者の雇用状況に関する報告書

別紙9 関係会社一覧

別紙10 従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）

別紙11 従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）

別紙12 適合証明書

別添1 委託要綱

別添2 仕様書

別添3 提案書類作成要領

別添4 評価項目及びその評価基準

入札書

￥

—

案件名：「令和 7 年度若年者地域連携事業」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
厚生労働省福井労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字 3 衔を記入)		

- ※ 「電子くじ番号」に数字の記入がない場合は、職員が任意の番号を入力する。
- ※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

委任状

(住所) _____

私は、(氏名) _____を代理人と定め下記案件の
入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

案件名：令和7年3月11（火）開札
令和7年度若年者地域連携事業

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
厚生労働省福井労働局総務部長 殿

「令和7年度若年者地域連携事業」総合評価落札方式による
一般競争入札提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省福井労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名

「令和7年度若年者地域連携事業」の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしましたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	労働者数	人

【別紙3－1の添付書類の参考様式】

直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容

直近における類似事業の実績有無 (有 ・ 無)			
過去における類似事業に関わる契約実績			
事業名	契約期間	事業内容及び概要、本事業との類似性	契約金額等
	自 至		千円

財務諸表

今期の見込み及び過去の実績			
項目	令和6年度（確定・見込） ／～／	令和5年度（確定） ／～／	令和4年度（確定） ／～／
売上高	千円	千円	千円
当期損益又は年度損益	千円	千円	千円
前年度繰越損益	千円	千円	千円
年度末未処分利益	千円	千円	千円
年度末借入金残高	千円	千円	千円

添付資料：会社概要、貸借対照表、損益計算書

企画書等概要

※ 提出する企画書等の概要について、下に掲げる項目について、特に特徴的であると考えるポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること（全体でA4・3頁以内）。

会社名：●●●	企画書該当頁：●～●頁
1 本事業の基本的な考え方、目的（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
2 各事業の構成、内容と目標、目標の達成手段（800字以内）	企画書該当頁：●～●頁
3 実施体制（特にセンターや地域の企業、学校、行政機関等との連携体制）（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
4 事業者の特長（200字以内）	企画書該当頁：●～●頁
5 アピールポイント（500字以内）	企画書該当頁：●～●頁

競争参加資格等確認関係書類

1 提出書類

- (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 労働保険及び社会保険に係る保険料（適用されている全ての保険）の滞納がない証明（アを原則とし、用意できない場合はイ）
 - ア 保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から6ヶ月以内）において過去2年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）
 - 例：労働保険料等納入証明書（労働保険）
 - 社会保険料納入証明書（社会保険）
 - イ 直近2年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し
 - 例：納付書・領収証書（労働保険）
 - 領収済通知書（社会保険）
- (3) 誓約書（別紙5及び別紙6）及び添付書類
- (4) 《紙入札の場合のみ》電子調達システム案件の紙入札方式での参加について（別紙7）
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和6年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が39人以下の事業主については別紙8。
- (6) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく令和6年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和6年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。
- (7) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（別紙9）
- (8) 適合証明書（別紙12）

2 提出期限 令和7年2月28日（金）（必着）

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
- 3 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 入札書提出時において、過去1年間に厚生労働省福井労働局が所管する委託事業で、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ①契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
 - ②契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかつたこと。
 - ③契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかつたこと。
 - ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- 5 以下の①、②のいずれにも該当しないこと。
 - ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者であること。
 - ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。
- 6 事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。
- 7 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

8 前記1から7について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

厚生労働省福井労働局総務部長 殿

誓 約 書

□ 私

□ 当社 は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

【添付書類の参考様式】

法人（個人）名：

別紙7

電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和7年度若年者地域連携事業

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官

厚生労働省福井労働局総務部長 殿

別紙8

障害者の雇用状況に関する報告書

令和7年度若年者地域連携事業に係る入札に参加するに当たり、令和6年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

A 事 業 主	(ふりがな) 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人にあつては 名称及び代表者 の氏名</div>	() <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人にあつては 主たる事務所の 所在地</div>	住所 〒 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(Tel - - -)</div>																																
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%; padding: 2px;">(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)</td><td style="width: 20%; text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ロ) 短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ニ) 法定期雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> </table>			(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)	人	(ロ) 短時間労働者の数	人	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人	(ニ) 法定期雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人																								
	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)	人																																	
	(ロ) 短時間労働者の数	人																																	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人																																	
	(ニ) 法定期雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人																																	
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%; padding: 2px;">(ホ) 重度身体障害者の数</td><td style="width: 20%; text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(リ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+((チ+リ)×0.5)]</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ル) 重度知的障害者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ヲ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ミ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+ヲ+ワ+((カ+ミ)×0.5)]</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(レ) 精神障害者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(タ) 精神障害者である特定短時間労働者の数</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> <tr><td>(ヌ) 精神障害者の数 [レ+ヲ+(タ×0.5)]</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">人</td></tr> </table>			(ホ) 重度身体障害者の数	人	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	(リ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人	(ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+((チ+リ)×0.5)]	人	(ル) 重度知的障害者の数	人	(ヲ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	(ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	(カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	(ミ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人	(タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+ヲ+ワ+((カ+ミ)×0.5)]	人	(レ) 精神障害者の数	人	(ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	(タ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人	(ヌ) 精神障害者の数 [レ+ヲ+(タ×0.5)]	人
	(ホ) 重度身体障害者の数	人																																	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人																																	
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人																																	
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人																																	
(リ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	人																																		
(ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+((チ+リ)×0.5)]	人																																		
(ル) 重度知的障害者の数	人																																		
(ヲ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人																																		
(ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人																																		
(カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人																																		
(ミ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	人																																		
(タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+ヲ+ワ+((カ+ミ)×0.5)]	人																																		
(レ) 精神障害者の数	人																																		
(ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数	人																																		
(タ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	人																																		
(ヌ) 精神障害者の数 [レ+ヲ+(タ×0.5)]	人																																		
③ 計 [①の(ニ)+②の(タ)+③の(ヌ)]			人																																
④ 実雇用率(③/①のニ×100)			%																																

関係会社一覧表

1. 一般競争参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

別紙 10【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）
（又は〇年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は
対前年）増加率3%以上とすること
を表明いたします。
(又は 従業員と合意したことを表明いたします。)

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

別紙 11 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）
（又は〇年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上
とすること
を表明いたします。
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

別紙12

令和 年 月 日

適合証明書

入札説明書に記載の「競争参加資格」について以下のとおり適合することを証明いたします。

住所

商号又は名称

代表者氏名

案件名：令和7年度若年者地域連携事業

競争参加資格	適否	合格判定の拠となる事由
経営の状況が健全であること。信用度が極度に悪化していないこと。		<p>以下の写しを添付。</p> <ul style="list-style-type: none">・過去2か年度分の財務諸表・公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写し（過去2か年度分）※上記写しのほか、必要な場合に労働者名簿、賃金台帳、本事業を受託した際に予定している外注先の情報・業務内容等の提出を求めることがある。

※「適否」の判定に当たっては、「○」又は「×」のいずれかを記入すること。

障害者の雇用状況に関する報告書

令和7年度若年者地域連携事業に係る入札に参加するに当たり、令和6年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

A 事 業 主	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)	() (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	住所 〒 (Tel) - - -
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数 (イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く) 人 (ロ) 短時間労働者の数 人 (ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)] 人 (ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 人		
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 (ホ) 重度身体障害者の数 人 (ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数 人 (ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数 人 (チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数 人 (リ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数 人 (ヌ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+((チ+リ)×0.5)] 人 (ル) 重度知的障害者の数 人 (ヲ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数 人 (ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数 人 (カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数 人 (ヨ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数 人 (タ) 知的障害者の数 [(ル×2)+ヲ+ワ+((カ+ヨ)×0.5)] 人 (レ) 精神障害者の数 人 (ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数 人 (ツ) 精神障害者である特定短時間労働者の数 人 (ヌ) 精神障害者の数 [レ+ヲ+(ツ×0.5)] 人		
	③ 計 [②の(ヌ)+②の(タ)+②の(ヨ)] 人		
	④ 実雇用率(③/①のニ×100) %		